

ダイワファンドラッププレミアム投資一任契約書 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>ダイワファンドラップ<u>プレミアム</u>投資一任契約書</p> <p>お客様と弊社は、ダイワファンドラップ<u>プレミアム</u>サービス約款に基づく運用サービスの利用を目的としたお客様からの預り資産（以下、「契約資産」といいます。）の運用について、以下のとおりダイワファンドラップ<u>プレミアム</u>投資一任契約（以下、「本契約」といいます。）を締結します。</p> <p>第1条 (省 略)</p> <p>(投資権限の委任)</p> <p>第2条 お客様は弊社に対し、前条に規定する投資判断に基づいた投資を行うのに必要な一切の権限を委任します。弊社は委任された権限を行使するに当たって、法令の規定及び本契約（本契約締結に合わせて別途お客様と弊社の間で締結するダイワファンドラップ<u>プレミアム</u>投資一任契約書細則（第8条による変更後のものを含み、以下「細則」といいます。）を含みます。）を遵守します。</p> <p>第3条 (省 略)</p> <p>(投資の方法及び取引の種類等)</p> <p>第4条 (省 略)</p> <p>(1) 弊社は、本契約第 <u>16</u>条に定める投資判断者をして、細則に定める運用口ごとにお客様が指定する運用スタイルに基づき、個別運用の方法で投資判断及びその実行をなすものとしします。</p> <p>(2) (省 略)</p>	<p>ダイワファンドラップ投資一任契約書</p> <p>お客様と弊社は、ダイワファンドラップサービス約款に基づく運用サービスの利用を目的としたお客様からの預り資産（以下、「契約資産」といいます。）の運用について、以下のとおりダイワファンドラップ投資一任契約（以下、「本契約」といいます。）を締結します。<u>また、第12条に定めるダイワファンドラップ投資一任契約プレミアム特約（以下、「プレミアム特約」といいます。）その他本契約にてプレミアム特約の適用されるお客様にのみ適用があることが明示されている事項は、同条第1項に基づきプレミアム特約をお申込みいただいたお客様にのみ適用されます。</u></p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(投資権限の委任)</p> <p>第2条 お客様は弊社に対し、前条に規定する投資判断に基づいた投資を行うのに必要な一切の権限を委任します。弊社は委任された権限を行使するに当たって、法令の規定及び本契約（本契約締結に合わせて別途お客様と弊社の間で締結するダイワファンドラップ投資一任契約書細則（第8条による変更後のものを含み、以下「細則」といいます。）を含みます。）を遵守します。</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(投資の方法及び取引の種類等)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>(1) 弊社は、本契約第 <u>18</u>条に定める投資判断者をして、細則に定める運用口ごとにお客様が指定する運用スタイルに基づき、個別運用の方法で投資判断及びその実行をなすものとしします。</p> <p>(2) (現行どおり)</p>

<p>(3) 本条第 1 号の「運用口」とは、主口座（お客様が弊社に開設されている口座であり、契約資産をお預りし、また契約資産への振替を行う金銭を保管する口座をいいます。以下同じ。）内において契約資産をお客様の指定により配分したものとします。</p>	<p>(3) 本条第 1 号の「運用口」とは、主口座（お客様が弊社に開設されている口座であり、契約資産をお預りし、また契約資産への振替を行う金銭を保管する口座をいいます。以下同じ。）内において契約資産をお客様の指定により配分したものとします。<u>なお、プレミアム特約の適用されるお客様に限り複数の運用口を設定できるものとします。</u></p>
<p>(4) 本条第 1 号の「運用スタイル」とは、契約資産の運用に当たっての「運用スタイルの種別」及び「投資対象の選択」の組み合わせによって決まる方針をいいます。このうち「運用スタイルの種別」とは、リスク許容度及び収益性それぞれの重視度合いに応じた基本方針をいい、本条第 6 号記載のとおりとなります。また「投資対象の選択」とは、投資の対象となりうる資産クラス及び資産クラスごとの投資対象銘柄の決定をいいます。</p>	<p>(4) 本条第 1 号の「運用スタイル」とは、契約資産の運用に当たっての「運用スタイルの種別」及び「投資対象の選択」の組み合わせによって決まる方針をいいます。このうち「運用スタイルの種別」とは、リスク許容度及び収益性それぞれの重視度合いに応じた基本方針をいい、本条第 6 号記載のとおりとなります。また「投資対象の選択」とは、投資の対象となりうる資産クラス及び資産クラスごとの投資対象銘柄の決定をいいます。<u>なお、プレミアム特約の適用されるお客様に限り、資産クラスごとの投資対象銘柄の決定を行うことができるものとします。</u></p>
<p>(5) (省 略)</p>	<p>(5) (現行どおり)</p>
<p>(6) (省 略)</p>	<p>(6) (現行どおり)</p>
<p>(7) 株式投資信託はいずれも「<u>分配金支払いコース</u>」(分配金は再投資されず、お客様に金銭で支払われます。)のみの設定となります。</p>	<p><u>なお、「より積極」と「より安定」は、プレミアム特約の適用されるお客様に限り適用することができるものとします。</u></p> <p>(7) 株式投資信託は、いずれも「<u>再投資コース</u>」(分配金が税引後自動的に再投資されます)の設定となります。ただし、<u>2020 年 8 月 7 日時点においてダイワファンドラッププレミアム投資一任契約を締結されていたお客様は、「分配金支払いコース」(分配金は再投資されず、お客様に金銭で支払われます。)を設定することができるものとします。</u></p>
<p>第 5 条～第 6 条 (省 略)</p>	<p>第 5 条～第 6 条 (現行どおり)</p>
<p>(契約金額等)</p>	<p>(契約金額等)</p>
<p>第 7 条 (省 略)</p>	<p>第 7 条 (現行どおり)</p>
<p>(1) ～ (2) (省 略)</p>	<p>(1) ～ (2) (現行どおり)</p>
<p>(3) リバランス判定基準。リバランス判定基準とは次に定める比率をいいます。</p>	<p>(3) リバランス判定基準。リバランス判定基準とは次に定める比率をいいます。<u>なお、プレミアム特約の適用されるお客様に限り、リバランス判定基準を当社が別途定める比率の中から選択することができるものとします。</u></p>

<p>(省 略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>2～4 (省 略)</p>	<p>2～4 (現行どおり)</p>
<p>5 本条第 1 項に関わらず、第 <u>18</u> 条第 1 項に定める本契約の更新があった場合、契約金額は更新が行われた日の前日において契約資産を時価評価した額に読み替えられるものとします。</p>	<p>5 本条第 1 項に関わらず、第 <u>20</u> 条第 1 項に定める本契約の更新があった場合、契約金額は更新が行われた日の前日において契約資産を時価評価した額に読み替えられるものとします。</p>
<p>(契約内容の変更)</p>	<p>(契約内容の変更)</p>
<p>第 8 条 (省 略)</p>	<p>第 8 条 (現行どおり)</p>
<p>2～5 (省 略)</p>	<p>2～5 (現行どおり)</p>
<p>6 お客様よりお申出の変更内容が運用口の追加の場合、その効力発生日はお客様が指定する運用開始日（本項において「運用口追加分運用開始日」といいます。）とします。ただし、かかる効力発生は、以下の各号がいずれも充足されたことを条件とします。</p>	<p>6 お客様 <u>(プレミアム特約の適用されるお客様に限り、)</u> <u>以下本項、次項、第 8 項及び第 11 項において同じ。</u>よりお申出の変更内容が運用口の追加の場合、その効力発生日はお客様が指定する運用開始日（本項において「運用口追加分運用開始日」といいます。）とします。ただし、かかる効力発生は、以下の各号がいずれも充足されたことを条件とします。</p>
<p>(1) ～ (2) (省 略)</p>	<p>(1) ～ (2) (現行どおり)</p>
<p>7～8 (省 略) <u>新 設</u></p>	<p>7～8 (現行どおり)</p>
<p><u>新 設</u></p>	<p><u>9 お客様よりお申出の変更内容が第 4 条第 2 号②に規定する売付（換金）方法の変更の場合、その効力発生日は、は当該お申出を弊社が受理した日とし、弊社は、同日以降の取引について変更後の方法によって売付（換金）をなすものとします。</u></p>
<p><u>新 設</u></p>	<p><u>10 お客様よりお申出の変更内容が第 15 条第 2 項に規定するファンドラップ・フィー（第 15 条第 1 項に定義します。）の徴収方式の変更の場合（ただし、「契約資産内枠徴収方式」（契約資産の中からファンドラップ・フィーを引き落とす方式をいいます。以下同じ。）から「契約資産外枠徴収方式」（主口座からファンドラップ・フィーを引き落とす方式をいいます。以下同じ。）への変更はできないものとします）、その効力発生日は、当該お申出を弊社が受領した日が属する計算期間末日の翌日とし、同日以降のファンドラップ・フィーの徴収は変更後の方法によって行うものとします。</u></p>
<p><u>9～10</u> (省 略)</p>	<p><u>11～12</u> (現行どおり)</p>
<p>第 9 条 (省 略)</p>	<p>第 9 条 (現行どおり)</p>

<p>(暦年贈与サービス)</p> <p>第 <u>9</u> 条の <u>2</u> お客様は、ダイワの暦年贈与サービス取扱規定に定める暦年贈与サービスを、弊社所定の方法により、運用口ごとにお申込みいただけるものとします。</p> <p>2 お客様は、暦年贈与サービスの申込内容を、弊社所定の方法により変更又は撤回できるものとします。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>第 <u>10</u> 条 (省 略)</p> <p><u>新 設</u></p> <p>第 <u>11</u> 条～第 <u>12</u> 条 (省 略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第 <u>13</u> 条 お客様は、弊社が提供する本契約に基づくサービスの対価として、契約金額及び契約資産の時価評価額に応じて算出する投資顧問料及び取引等管理手数料並びに当該料金にかかる消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」とい</p>	<p>(暦年贈与サービス)</p> <p>第 <u>10</u> 条 <u>プレミアム特約の適用される</u>お客様は、ダイワの暦年贈与サービス取扱規定に定める暦年贈与サービスを、弊社所定の方法により、運用口ごとにお申込みいただけるものとします。</p> <p>2 <u>プレミアム特約の適用される</u>お客様は、暦年贈与サービスの申込内容を、弊社所定の方法により変更又は撤回できるものとします。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>第 <u>11</u> 条 (現行どおり)</p> <p><u>(プレミアム特約)</u></p> <p>第 <u>12</u> 条 <u>弊社所定の条件を満たしたお客様は、弊社所定の方法によりプレミアム特約をお申込みいただくことができます。</u></p> <p>2 <u>プレミアム特約をお申込みいただいたお客様は、本契約において次に掲げる行為を行うことができるものとします。</u></p> <p>(1) <u>複数の運用口の設定。</u></p> <p>(2) <u>投資対象銘柄の選択。</u></p> <p>(3) <u>暦年贈与サービスのお申込み。</u></p> <p>(4) <u>ダイワの相続時受取人指定サービス取扱規定に定める相続時受取人指定サービスのお申込み。</u></p> <p>3 <u>お客様は、プレミアム特約を弊社所定の方法により解約できるものとします。ただし、弊社所定の条件を満たさなければならぬものとします。</u></p> <p>第 <u>13</u> 条～第 <u>14</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬)</p> <p>第 <u>15</u> 条 お客様は、弊社が提供する本契約に基づくサービスの対価として、契約金額及び契約資産の時価評価額に応じて算出する投資顧問料及び取引等管理手数料並びに当該料金にかかる消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」とい</p>
---	--

ます。)の合計額(以下、「ファンドラッププレミアム・フィー」といいます。)を弊社に対し支払うものとします。

2 ファンドラッププレミアム・フィーの徴収方式は、契約資産の中からファンドラッププレミアム・フィーを引き落とす

「契約資産内枠徴収方式」とします。

新 設

(報酬の額及び支払の時期)

第 14 条 ファンドラッププレミアム・フィーの額は、次の通りとします。

(1) (省 略)

(2) 契約金額の増額又は運用口追加がなされた場合には、当該変更の効力発生日が属する計算期間に係るファンドラッププレミアム・フィーの額は(i)直近の計算期間の末日における契約資産の時価評価額に下記の料率を乗じた額に、当該計算期間の初日から(当日を含みます。)当該計算期間末日までの日数を 365 日で除して得られた数字を乗じた額に、(ii)当該変更によって生じる増加額に、当該変更後の契約資産の時価評価額を基準とした下記料率を乗じた額に、当該変更の効力発生日から(当日を含みます。)当該計算期間の末日までの日数を 365 日で除して得られた数字を乗じた額を加えた額とします。なお、お客様が複数の運用口を選択している場合、以下の方法で、適用される料率が決定されます。

(省 略)

2 (省 略)

(1) 本契約の締結後初回の計算期間

細則に定める運用開始日(以下、「運用開始日」)といいます。)から運用開始日(当日を含みます。)以降初めて到来する 3・6・9・12 月のいずれかの末日まで。

ます。)の合計額(以下、「ファンドラップ・フィー」)といいます。)を弊社に対し支払うものとします。

2 ファンドラップ・フィーの徴収方式は、「契約資産内枠徴収方式」とします。

3 前項の規定にかかわらず、2020 年 8 月 7 日以前に契約を締結されたお客様であって、契約時にファンドラップ・フィーの徴収方式として「契約資産外枠徴収方式」を選択された方については、そのファンドラップ・フィーの徴収方式は、「契約資産外枠徴収方式」とします。

(報酬の額及び支払の時期)

第 16 条 ファンドラップ・フィーの額は、次の通りとします。

(1) (現行どおり)

(2) 契約金額の増額又は運用口追加がなされた場合には、当該変更の効力発生日が属する計算期間に係るファンドラップ・フィーの額は(i)直近の計算期間の末日における契約資産の時価評価額に下記の料率を乗じた額に、当該計算期間の初日から(当日を含みます。)当該計算期間末日までの日数を 365 日で除して得られた数字を乗じた額に、(ii)当該変更によって生じる増加額に、当該変更後の契約資産の時価評価額を基準とした下記料率を乗じた額に、当該変更の効力発生日から(当日を含みます。)当該計算期間の末日までの日数を 365 日で除して得られた数字を乗じた額を加えた額とします。なお、お客様が複数の運用口を選択している場合、以下の方法で、適用される料率が決定されます。

(現行どおり)

2 (現行どおり)

(1) 本契約の締結後初回の計算期間

細則に定める運用開始日(以下、「運用開始日」)といいます。)から本契約の締結日が属する月の翌々月末日まで。ただし、2020 年 8 月 7 日時点においてダイワファンドラッププレミアム投資一任契約を締結されていたお客様については、運用開始日(当日を含みます。)以降初めて到来する 3・

<p>(2) (省 略)</p> <p>3 お客様によるファンドラップ<u>プレミアム・フィー</u>の支払期限は、本契約の締結時については運用開始日まで、その他の場合については、各計算期間の初日から 15 営業日以内（当該計算期間の初日を含みます。）とします。ただし、契約金額の増額もしくは運用口の追加がなされた場合に当該計算期間におけるファンドラップ<u>プレミアム・フィー</u>に生じる増加額に関しては当該契約変更の効力発生日とします。</p> <p>4 ファンドラップ<u>プレミアム・フィー</u>のお支払いは、前項に定める支払期限の末日までに、契約資産を換金の上、契約資産の中から自動引落で行われます。</p> <p>5 お客様が計算期間中に契約金額の減額もしくは運用口の削除を行った場合、又は本契約が終了した場合でも、当該計算期間に係るファンドラップ<u>プレミアム・フィー</u>について、その全部又は一部が免除され若しくは返還されることはないものとします。</p> <p>6 お客様が計算期間中に運用スタイルの変更をなされた場合でも、当該計算期間に係るファンドラップ<u>プレミアム・フィー</u>について、追加での徴収又は返還がなされることはないものとします。</p> <p>7 お客様からの契約終了のお申出を弊社が受理した場合は、お客様は係る受理の翌日以降（当該翌日を含みます。以下本項において同じ。）に新たに始まる計算期間についてのファンドラップ<u>プレミアム・フィー</u>を支払う義務を負わないものとします。また、お客様からの契約金額の減額又は運用口の削除のお申出を弊社が受理した場合は、お客様は係る受理の翌日以降に新たに始まる計算期間における主口座内の契約資産から金銭への振替額に対応するファンドラップ<u>プレミアム・フィー</u>を支払う義務を負わないものとします。</p> <p>8 お客様は、ファンドラップ<u>プレミアム・フィー</u>の他に、投</p>	<p><u>6・9・12月のいずれかの末日まで。</u></p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>3 お客様によるファンドラップ・フィーの支払期限は、本契約の締結時については運用開始日まで、その他の場合については、<u>契約資産内枠徴収方式では各計算期間の初日から 15 営業日以内（当該計算期間の初日を含みます。）とし、契約資産外枠徴収方式では各計算期間が始まる月の 20 日（休業日の場合は翌営業日）</u>とします。ただし、契約金額の増額もしくは運用口の追加がなされた場合に当該計算期間におけるファンドラップ・フィーに生じる増加額に関しては当該契約変更の効力発生日とします。</p> <p>4 ファンドラップ・フィーのお支払いは、前項に定める支払期限の末日までに、<u>契約資産内枠徴収方式では契約資産を換金の上、契約資産の中から自動引落で、契約資産外枠徴収方式では本契約締結及び契約金額の増額時には契約資産を換金の上、契約資産の中から自動引落で、その他の場合には主口座にて自動引落により行われます。</u></p> <p>5 お客様が計算期間中に契約金額の減額もしくは運用口の削除を行った場合、又は本契約が終了した場合でも、当該計算期間に係るファンドラップ・フィーについて、その全部又は一部が免除され若しくは返還されることはないものとします。</p> <p>6 お客様が計算期間中に運用スタイルの変更をなされた場合でも、当該計算期間に係るファンドラップ・フィーについて、追加での徴収又は返還がなされることはないものとします。</p> <p>7 お客様からの契約終了のお申出を弊社が受理した場合は、お客様は係る受理の翌日以降（当該翌日を含みます。以下本項において同じ。）に新たに始まる計算期間についてのファンドラップ・フィーを支払う義務を負わないものとします。また、お客様からの契約金額の減額又は運用口の削除のお申出を弊社が受理した場合は、お客様は係る受理の翌日以降に新たに始まる計算期間における主口座内の契約資産から金銭への振替額に対応するファンドラップ・フィーを支払う義務を負わないものとします。</p> <p>8 お客様は、ファンドラップ・フィーの他に、投資対象であ</p>
---	---

資対象である投資信託の信託報酬等が当該投資信託に係る信託財産から控除されることを確認し、本契約の締結をもってこれを了解するものとします。

新 設

第 15 条～第 17 条 (省 略)

(契約期間等)

第 18 条 本契約の契約締結日から契約締結日以降 4 回目に到来する 3・6・9・12 月のいずれかの末日までを本契約の契約期間とします。契約期間終了日までにお客様又は弊社から申出がない場合、本契約は自動的に 1 年更新され、その後も 1 年ごとに自動更新されます。

2 (省 略)

(契約の終了)

第 19 条 お客様は、前条の契約期間中といえども、弊社所定の書面にて申出を行うことにより、本契約を終了することができます。この場合、弊社はお客様の申出の書面を弊社が受理した日から本契約終了の手続きを開始するものとし、本契約は弊社がお客様に契約資産の返還を完了した日に終了することとします。ただし、お客様は契約締結日から 3 か月後の応答日の前日までは契約終了の申出をなすことはできないものとします。なお、お客様が選択している全ての運用口について運用口の削除を申込まれた場合は、本契約の終了を申出られたものとして取り扱います。

2～4 (省 略)

第 20 条～第 21 条 (省 略)

る投資信託の信託報酬等が当該投資信託に係る信託財産から控除されることを確認し、本契約の締結をもってこれを了解するものとします。

9 前各号にかかわらず、2020 年 8 月 7 日以前に契約を締結されたお客様であって、ファンドラップ・フィーの徴収方式として「主口座徴収方式」を選択された方についての計算期間は、弊社が別途定める日までは変更されないものとします。

第 17 条～第 19 条 (現行どおり)

(契約期間等)

第 20 条 本契約の契約締結日から「契約締結日の 1 年後の応答日が属する月の前月末日」までの期間を本契約の契約期間とします。ただし、2020 年 8 月 7 日時点においてダイワファンドラッププレミアム投資一任契約を締結されていたお客様については、契約締結日以降 4 回目に到来する 3・6・9・12 月のいずれかの末日までを本契約の契約期間とします。契約期間終了日までにお客様又は弊社から申出がない場合、本契約は自動的に 1 年更新され、その後も 1 年ごとに自動更新されます。

2 (現行どおり)

(契約の終了)

第 21 条 お客様は、前条の契約期間中といえども、弊社所定の方法にて申出を行うことにより、本契約を終了することができます。この場合、弊社はお客様の申出を弊社が受理した日から本契約終了の手続きを開始するものとし、本契約は弊社がお客様に契約資産の返還を完了した日に終了することとします。ただし、お客様は契約締結日から 3 か月後の応答日の前日までは契約終了の申出をなすことはできないものとします。なお、お客様が選択している全ての運用口について運用口の削除を申込まれた場合は、本契約の終了を申出られたものとして取り扱います。

2～4 (現行どおり)

第 22 条～第 23 条 (現行どおり)

<p>(契約の変更)</p> <p>第 <u>22</u> 条 <u>弊社</u>は、法令の変更、金融商品取引業協会、金融商品取引所の諸規則及び事務ガイドライン等の変更並びに監督官庁の指示その他<u>これらに準ずる事由により本契約の内容を従前のまま維持することが困難又は不適切である場合、又は弊社がサービスの適正な運用や改善を目的とする場合</u>であって、かつ弊社が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、法令上許容される限り、特段の行為がなくとも、本契約について弊社が適切と認める内容の変更契約が成立するものとします。弊社はかかる変更契約の成立後遅滞なくお客様に対して当該変更内容を通知するものとします。</p> <p><u>(1) お客様の従来の権利を制限し、お客様の義務を加重し又はお客様に新たな義務を課すものではない場合。</u></p> <p><u>(2) 当該変更の内容が極めて軽微で重要性を有しない場合。</u></p> <p><u>2 前項の場合を除き、弊社はお客様に対して本契約の変更内容を通知し、かかる通知に記載した期日までにお客様より異議や修正等の申出がない場合には、法令上許容される限り、お客様がその変更に同意したものとみなします。</u></p> <p>第 <u>23</u> 条～第 <u>24</u> 条 (省 略)</p>	<p>(契約の変更)</p> <p>第 <u>24</u> 条 <u>本契約</u>は、法令の変更、金融商品取引業協会、金融商品取引所の諸規則及び事務ガイドライン等の変更並びに監督官庁の指示その他<u>の事由により弊社が必要と認めた場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、弊社ホームページ等への掲載、又はその他相当な方法により周知します。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>削 除</u></p> <p>第 <u>25</u> 条～第 <u>26</u> 条 (現行どおり)</p>
---	---

以上